

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第九(第九十二条の三関係)			
<p>工事又は仕事 の区分</p> <p>別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事</p>	<p>資 格</p> <p>一次のイ及び口のいずれにも該当する者 イ 次のいずれかに該当する者 (略) 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第四条第二項に規定する一級建築士の免許を受けることができる者であること。</p>	<p>工事又は仕事 の区分</p> <p>別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事</p>	<p>資 格</p> <p>一次のイ及び口のいずれにも該当する者 イ 次のいずれかに該当する者 (略) 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十二条の一級建築士試験に合格したこと。</p>
<p>第八十九条第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲</p>	<p>一次のイ及び口のいずれにも該当する者 イ 次のいずれかに該当すること。 (略) 建築士法第四条第二項に規定する一級建築士の免許を受けることができる者で</p>	<p>第八十九条第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲</p>	<p>一次のイ及び口のいずれにも該当する者 イ 次のいずれかに該当すること。 (略) 建築士法第十二条の一級建築士試験に合格したこと。</p>
<p>別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事</p>	<p>一次のイ及び口のいずれにも該当する者 イ 次のいずれかに該当する者 (略) 建築士法第四条第二項に規定する一級建築士の免許を受けることができる者であること。 (略) (略)</p>	<p>別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事</p>	<p>一次のイ及び口のいずれにも該当する者 イ 次のいずれかに該当する者 (略) 建築士法第十二条の一級建築士試験に合格したこと。 (略) (略)</p>

げる仕事の  
うち建築の  
仕事（ダム  
の建設の仕  
事を除く。  
（略）

口  
（略）  
二・三  
（略）

あること。

げる仕事の  
うち建築の  
仕事（ダム  
の建設の仕  
事を除く。  
（略）

口  
（略）  
二・三  
（略）